

国民健康保険都道府県化の協議状況について

1. 県・市町村国保連携会議の協議状況

本年5月から10月にかけて県と市町村の連携会議を3回開催し、平成30年度に向けて県の調整方針の方向性について協議中。現在、県が行っている標準保険料率のシミュレーションの結果の提示を受け、今後、具体的な協議を進めていく予定。

【国保都道府県化の基本目標・メリット】

- ①被保険者の居住地に関わらず同一水準の保険料負担でサービスを提供
- ②広域的な財政調整によって市町村の財政リスクを回避
- ③市町村の事務の共同化（一元化）によって事務を効率化

(1) 保険料（税）負担の在り方について

＜県の調整方針＞

- ・賦課方式は資産割を廃止した3方式に統一する可能性について検討
- ・平成30年に統一保険料化を実施することは難しい
- ・将来的には県内保険料（税）の統一料率化も視野に検討していく

＜市町村側の意見＞

- ・県内の居住地に関わらず保険料（税）負担は同水準であるべき
- ・資産割が負担水準の平準化の障壁となっており、負担の公平性の観点からも県下一斉に廃止を検討すべき
- ・（市と町村では固定資産税の評価額に格差、市外の資産には賦課できない等）
- ・将来の統一保険料（税）率を目指すべき
- ・保険料（税）率は首長判断で決めるべきとの意見もあり（一部の町）

(2) 業務の一元化・共同化による事務効率の向上について

＜県の調整方針＞

- ・優先順位を判断し、平成30年度までに実現可能な事務の共同化を検討
- ・国保連合会への給付費の支払事務は県が一元的に行う
- ・その他の市町村事務については、県は一元的に請け負わない

＜市町村側の意見＞

- ・広域化によるスケールメリットを活かした事務の効率化が必要
- ・市町村の事務が軽減されないならば広域化の意義が問われる
- ・診療報酬明細書点検事務など県が積極的に事務の共同化・一元化を主導すべき

(3) 給付等に係る制度の統一化・共同化について

< 県の調整方針 >

- ・ 給付サービスの差異（給付審査基準、葬祭費等の任意給付基準、一部負担減免基準など）の統一化の検討
- ・ その他事務に係る事務手続き（申請書様式、医療費通知の方法など）の統一化を検討

< 市町村側の意見 >

- ・ 保険料負担を平準化するためには、サービス内容も統一すべき

(4) 財政負担について

< 県の調整方針 >

- ・ 市町村が納付する納付金の範囲・算定方法については試算結果を見て検討
- ・ 国のペナルティ措置に伴う減額分の調整方法は今年度内に方向性を示す
- ・ 著しく高額な医療費の発生に対して共同負担で緩和する調整を検討

< 市町村側の意見 >

- ・ 特別医療費助成は県と市町村の共同事業。国のペナルティに対する負担を市町村の納付金に上乗せするのは不条理。県が応分の負担をすべき
- ・ 広域化に伴って生じる経費（システム改修費等）に係る財政負担は県も応分の負担をすべき

(5) 連携会議における他市町村の状況等

- ・ 4市は連携会議開催前に担当課長の意見交換会を行い、課題を整理したうえで県との協議に臨んでいる。
- ・ 賦課方式の統一（資産割の廃止）及び統一保険料率の導入について難色を示す町もある。（具体的な試算結果により検討が必要）

2. 今後スケジュール

29年1月	算定システムによる納付金・標準保険料率の試算
29年2月	鳥取県国保運営方針（案）を策定 鳥取県国民健康保険運営協議会設置
29年3月	第1回運営協議会の開催（国保運営方針の審議・意見聴取）
29年5月	国保運営方針に関する市町村の意見聴取 鳥取県議会常任委員会への報告、パブリックコメントでの意見聴取
29年7月	第2回運営協議会の開催（国保運営方針案の諮問・審議） 国保運営方針に関する知事への答申 県知事による国保運営方針の決定
29年8月	国保運営方針の公表
29年9月～	県・市町村における予算、条例等の作業 納付金算定システムによる保険料率等の算定
30年2月	議会での審議（H30当初予算、条例改正等）